

財団法人国際高等研究所 役員報酬規程

(目的)

第1条 財団法人国際高等研究所(以下「本法人」という)寄付行為第21条の規定に基づき、常勤役員の報酬等の支給につき定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、本法人が常勤の役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(報酬の額)

第3条 役員報酬は年額600万円とする。

2、所長又は事務局長を兼務する役員には、次に定める金額を加算して支給する。

所長	400万円
事務局長	200万円

(通勤手当)

第4条 役員には、その通勤の実体に応じ、職員の通勤手当支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は支給しない。

(役員報酬の支払と控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支払日に支給する。

2、所得税、社会保険料等の控除及び本人から申出のあった立替金、積立金等は、毎月支給する報酬から控除して支給する。

3、会計年度の途中で、役員に就任したとき、又は役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割り計算で行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関して必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、2004年4月1日から実施する。